

様式 1 公表されるべき事項(特殊法人及び認可法人用)

財団法人日本船舶振興会の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当会の定める「役員の給与及び退職手当の支給の基準」に掲げる基本的考え方に基づき、予算の範囲内で会長が定める額を支給する。

(1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。

(2) 役員の給与等は、財団法人日本船舶振興会の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること

(3) 役員の給与等は、財団法人日本船舶振興会へ交付される競艇交付金、財産及び業務内容に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし(寄付行為第24条により、設立当初より会長は無報酬である。)
理事	改定なし
理事(非常勤)	改定なし
監事	改定なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0 ()		
理事 (5+10/12) 人	千円 98,430	千円 58,728	千円 38,652	千円 1,050 (通勤手当)	H18.6.9.1名	
理事 (非常勤) (6+6/12)人	千円 9,667	千円 0	千円 0	千円 9,667 (特別手当)		H18.9.25.1名
監事 (2人)	千円 31,491	千円 18,792	千円 12,208	千円 491 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (2人)	千円 4,000	千円 0	千円 0	千円 4,000 (特別手当)		

注:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注:年度途中で就任・退任した理事については、1月を1/12人と換算して記載した。ただし、退任後の後任者が退任者の期間を継続して就任した場合は1人と換算して記載した。

3 役員退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事A	9,033	4	8	H18.3.31	1.5	役員退職慰労金支給規程第6条第1項の規定に基づく理事会の議決及び同規程第5条の2の規定に基づく業績評価決定会議の業績勘案率の決定にて支給額を決定した。
理事B						
理事A (非常勤)	5,411	10	2	H18.9.25	1.5	役員退職慰労金支給規程第6条第1項の規定に基づく理事会の議決及び同規程第5条の2の規定に基づく業績評価決定会議の業績勘案率の決定にて支給額を決定した。
理事B (非常勤)						
監事A	該当者なし					
監事B						
監事A (非常勤)	該当者なし					
監事B (非常勤)						

注:「摘要」欄には、各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

行政改革の重要方針(H17.12.24.閣議決定)を踏まえ、今後5年間で5%以上の人員の純減及び役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

人事院勧告、社会情勢等を考慮するものの、財源となる競艇事業の売上げ状況を勘案して決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方
当会では、H13年度に人事制度の改革を行い、職員の勤務成績に応じた5段階の評価制度を導入した。これにより職員の発揮能力が、給与によりの確に反映されることとなった。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
給与:(役割責任給)	職員の勤務成績を5段階で評価した結果に基づき、昇給もしくは降給させる。
特別手当	上記制度に準じて、職員の勤務成績に応じて予算の範囲内で支給する。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

改正点なし

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 75	歳 40.0	千円 7,421	千円 4,722	千円 198	千円 2,699
事務・技術	人 74	歳 39.9	千円 7,435	千円 4,729	千円 198	千円 2,706
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
自動車運転手職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注:自動車運転手職種については、1人のため平均年齢以下の記載を省略した。

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

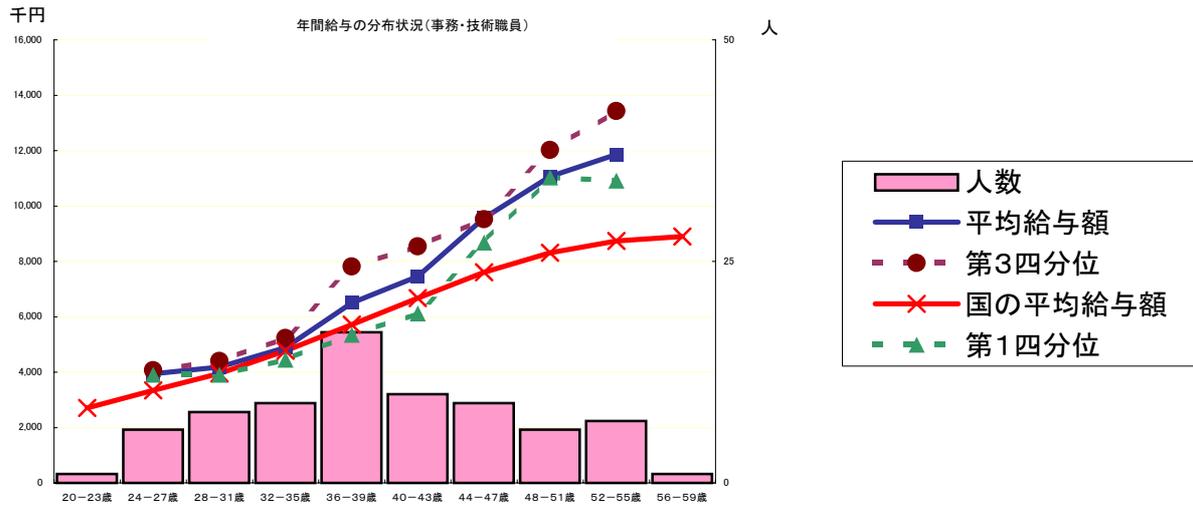
任期付職員	人 10	歳 55.9	千円 4,573	千円 4,573	千円 181	千円 0
事務・技術	人 10	歳 55.9	千円 4,573	千円 4,573	千円 181	千円 0
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注:年齢20～23歳及び56歳～59歳までの該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与、第1・3分位折れ線については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
グループ長	5	51.7	12,166	12,774	13,398		
チームリーダー	27	45.9	8,502	9,508	11,026		
一般職員	42	34.5	4,110	5,118	5,789		

注: 本法人には本部部長相当職、本部課長相当職及び本部係員相当職が置かれていないため、原則として「本部部長」、「本部課長」及び「本部係員」を掲げるところ、代わりに「グループ長」、「チームリーダー」及び「一般職員」を代表的職位として掲げた。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		グループ長	チームリーダー	一般職員	一般職員	一般職員
人員 (割合)	74人	13人 (17.6%)	22人 (29.7%)	21人 (28.4%)	4人 (5.4%)	14人 (18.9%)
年齢(最高～最低)		59～44歳	53～38歳	42～33歳	33～31歳	31～23歳
所定内給与年額(最高～最低)		8,665～6,249千円	7,044～4,748千円	4,546～3,054千円	2,802～2,278千円	2,814～2,187千円
年間給与額(最高～最低)		13,954～9,994千円	10,922～7,370千円	6,505～4,865千円	4,469～3,994千円	4,513～3,642千円

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	0%	0%	0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	100%	100%	100%
	最高～最低	100～100%	100～100%	100～100%
一般職員	一律支給分(期末相当)	0%	0%	0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	100%	100%	100%
	最高～最低	100～100%	100～100%	100～100%

⑤ 職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

119.1

注： 当方人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当方人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を

100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

対国家公務員指数が110以上である理由：

当会の対国家公務員指数は、全国の国家公務員と比べると119.1となっているが、在勤地域及び学歴を勘案した対国家公務員指数では101.4である。これは当会は都市部のみに事務所を設けており、全国レベルで比較すると対国家公務員指数が高くなっているものであり、地域別等で見れば、決して高い数字とはなっていない。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 859,272	千円 854,451	千円 (%) 4,821 (0.6)
退職手当支給額 (B)	千円 72,613	千円 100,793	千円 (%) -28,180 (-28.0)
非常勤役員等給与 (C)	千円 (9,667)	千円 (10,000)	千円 (%) -333 (-3.3)
福利厚生費 (D)	千円 216,784	千円 211,647	千円 (%) 5,137 (2.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,148,669	千円 1,166,891	千円 (%) -18,222 (-1.6)

※(A)のうち数

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」の対前年度比は100.6%であり、4,821千円の増額となった。主な要因は、5年ぶりに職員の定昇(平均1%)を実施したためである。「退職手当支給額」の対前年度比は72.0%であり、28,180千円の減額となった。主な要因は、前年と同数5名の退職者があったものの、長期勤続職員の退職者数が前年よりも少数であったためである。

このため、「最広義人件費」の対前年度比は98.4%となり、18,222千円の減額となった。

また、行政改革の重要方針(H17.12.24閣議決定)を踏まえ、総職員の人員数について、平成18年度から平成22年度の5年間で5%以上の純減に取り組む。平成18年度は、人員の配置の見直し等により、年度末における役職員数は104人となり、基準の年度である平成17年度末日における役職員数(106人)と比べ2人減となった。(平成18年度末現在、人員純減率1.89%)

平成19年度以降も人員配置の見直し等、業務の効率化を図り、平成22年度末までに5%以上の人員純減を行う。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし